

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 23 年 12 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1 統計調査の承認等の状況（総括表）	1
基幹統計調査の承認	1
一般統計調査の承認	3
届出統計調査の受理	4
2 基幹統計調査の承認	5
経済センサスー活動調査（平成23年承認）（総務省・経済産業省）	5
民間給与実態統計調査（平成23年承認）（国税庁）	9
海面漁業生産統計調査（平成23年承認・2回目）（農林水産省）	10
学校保健統計調査（平成23年承認・2回目）（文部科学省）	13
3 一般統計調査の承認	16
国家公務員共済組合年金受給者実態調査（平成23年承認）（財務省）	16
社会教育調査補完調査（平成23年承認）（文部科学省）	18
通信利用動向調査（平成23年承認）（総務省）	22
ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）（平成23年承認）（厚生労働省）	24
平成23年産業連関構造調査（サービス産業・非営利団体等投入調査）（総務省）	25
4 届出統計調査の受理	26
(1) 新規	26
県営公園基礎調査（平成23年届出）（埼玉県）	26
埼玉県空家実態調査（平成23年届出）（埼玉県）	27
花き生産実績調査（平成23年届出）（愛知県）	28
北九州市内自動車産業実態及び次世代自動車ビジネス参入可能性調査（平成23年届出）（北九州市）	29
都内新卒求人動向等実態調査（平成23年届出）（東京都）	30
平成23年度京都府母子・父子世帯実態調査（平成23年届出）（京都府）	32
新規就農者実態調査（平成23年届出）（千葉県）	33
県立文化施設の運営に関する調査（平成23年届出）（埼玉県）	34
製造拠点の移転可能性及び移転後の状況に関する実態調査（平成23年届出）（東京都）	36
青森県医療機能調査（平成23年届出）（青森県）	37
青森県受療動向調査（平成23年届出）（青森県）	39
生涯学習に関する県民の意識・実態と今後の意向調査（平成23年届出）（新潟県）	40
北九州市内におけるPCB含有機器の保有に関する調査（平成23年届出）（北九州	

市)	41
京都府民の意識調査（平成23年届出）（京都府）	42
なごやの雇用・労働基礎データ調査（平成23年届出）（名古屋市）	43
(2) 変更	44
市政アドバイザー意識調査（平成23年届出・4回目）（神戸市）	44
県民生活基本調査（平成23年届出）（岩手県）	45
大阪市観光動向調査（平成23年届出）（大阪市）	46
子どもたちの生活習慣等に関するアンケート調査（平成23年届出・2回目）（鳥取県）	47

[利用上の注意]

- 1 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下、「本月報」という。）中で「指定統計」とは、改正前の統計法（昭和22年法律第18号。以下「旧統計法」という。）第2条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 2 本月報中で「指定統計調査」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 3 本月報中で「承認統計調査」とは、改正後の統計法（平成19年法律第53号。以下「新統計法」という。）により廃止された統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。
- 4 本月報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあつては、第8条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、新統計法下にあつては、第24条第1項又は第25条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。
- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する統計をいう。旧統計法下の指定統計のうち、新統計法施行の段階（平成21年4月1日）で引き続き作成されていたものについては、基幹統計に移行している。
- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう。
- 8 本月報中の目次等における調査名の後ろの「平成◇年承認」「平成◇年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記しているものである。

○基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
経済センサスー活動調査	総務大臣 経済産業大臣	承認事項の変更 平成24年調査の実施に当たり、東日本大震災への対応として、以下について変更 ① 調査対象の地域的範囲から福島第一原発事故に係る警戒区域及び計画的避難区域を除外 ② 市町村による調査員調査を予定していた単独事業所及び新設事業所のうち、震災に伴う津波等で甚大な被害を受け、調査員調査の実施体制を確保できない岩手県、宮城県及び福島県の一部市町村について、国による郵送調査に変更	H23.12.1
民間給与実態統計調査	国税庁長官	承認事項の変更 ① 平成23年度の所得税法改正に伴い、調査票（給与所得者用）の表記を変更（「一般扶養親族」から「一般の控除対象扶養親族」等） ② e-Tax（国税電子申告・納税システム）によるオンライン調査から政府統計共同利用システムによるオンライン調査システムへ移行等	H23.12.12
海面漁業生産統計調査	農林水産大臣	承認事項の変更 平成24年度調査の実施に当たり、国が策定していた「資源回復計画」が平成23年度に終了することに伴い、資源回復計画対象魚種別漁獲量の統計表の作成を中止	H23.12.20
学校保健統計調査	文部科学大臣	承認事項の変更 平成23年調査について、東日本大震災への対応として、調査対象の地域的範囲から岩手県、宮城県及び福	H23.12.26

		島県を除外。また、これに伴い報告者数を変更	
--	--	-----------------------	--

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

○一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H23. 12. 13	国家公務員共済組合年金受給者実態調査	財 務 大 臣
H23. 12. 20	社会教育調査補完調査	文 部 科 学 大 臣
H23. 12. 22	通信利用動向調査	総 務 大 臣
H23. 12. 26	ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）	厚 生 労 働 大 臣
H23. 12. 28	平成23年産業連関構造調査（サービス産業・非営利団体等投入調査）	総 務 大 臣

注）本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

○届出統計調査の受理

(1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H23. 12. 1	県営公園基礎調査	埼玉県知事
H23. 12. 1	埼玉県空家実態調査	埼玉県知事
H23. 12. 2	花き生産実績調査	愛知県知事
H23. 12. 6	北九州市内自動車産業実態及び次世代自動車ビジネス参入可能性調査	北九州市長
H23. 12. 7	都内新卒求人動向等実態調査	東京都知事
H23. 12. 7	平成23年度京都府母子・父子世帯実態調査	京都府知事
H23. 12. 8	新規就農者実態調査	千葉県知事
H23. 12. 13	県立文化施設の運営に関する調査	埼玉県知事
H23. 12. 13	製造拠点の移転可能性及び移転後の状況に関する実態調査	東京都知事
H23. 12. 19	青森県医療機能調査	青森県知事
H23. 12. 19	青森県受療動向調査	青森県知事
H23. 12. 19	生涯学習に関する県民の意識・実態と今後の意向調査	新潟県教育委員会教育長
H23. 12. 19	北九州市内におけるPCB含有機器の保有に関する調査	北九州市長
H23. 12. 20	京都府民の意識調査	京都府知事
H23. 12. 28	なごやの雇用・労働基礎データ調査	名古屋市長

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理（新規）について掲載したものである。

(2) 変更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H23. 12. 12	市政アドバイザー意識調査	神戸市長
H23. 12. 13	県民生活基本調査	岩手県知事
H23. 12. 14	大阪市観光動向調査	大阪市長
H23. 12. 26	子どもたちの生活習慣等に関するアンケート調査	鳥取県教育委員会教育長

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理（変更）について掲載したものである。

○基幹統計調査の承認

【調査名】 経済センサスー活動調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年12月1日

【実施機関】 総務省統計局統計調査部経済統計課、経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室

【目的】 経済センサスー活動調査は、経済構造統計（全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を、全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。

【沿革】 我が国の産業統計については、（1）産業ごと、所管府省ごとに異なる年次や周期で調査を実施、（2）SOHO等、調査員調査では捕捉困難な事業所及び企業が増加、（3）第三次産業に係る統計の不足等の状況にあることが指摘されており、GDPを推計するための基礎統計の不足等も懸念されている。

このような状況を踏まえ、政府は、「政府統計の構造改革に向けて」（平成17年6月内閣府経済社会統計委員会報告）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月閣議決定）等において、全産業分野の全ての事業所及び企業を対象に、経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサス（仮称）の整備を決定した。

以上の決定を受け、政府部内に設置された関係府省等による「経済センサス（仮称）の創設に関する検討会」等において具体的な検討が進められ、経済構造統計を作成するための調査として、「経済センサスー基礎調査」と「経済センサスー活動調査」とが実施されることとなった。

まず、平成21年に「経済センサスー基礎調査」が、各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的として、事業所及び企業に関する基礎的な事項を把握する調査として実施された。

次に平成24年に「経済センサスー活動調査」が、事業所及び企業における経理項目の把握に重点を置いた調査として、5年周期で実施されることとなった（ただし、平成24年実施の次は、平成28年に実施が予定されている）。

なお、本調査の実施に当たって、「事業所・企業統計調査」、「サービス業基本調査」、「商業統計調査（簡易調査）」及び「本邦鉱業のすう勢調査」は廃止、「工業統計調査」、「商業統計調査」及び「特定サービス産業実態調査」は、本調査と重複する調査年を休止等とすることとなった。

【調査の構成】 1－単独事業所調査票 2－産業共通調査票 3－企業調査票 4－事業所調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（速報集計結果：調査実施年の翌年1月末、確報集計結果：調査実施年の翌年夏頃）

【備考】 今回の変更は、東日本大震災への対応として、調査対象地域の一部除外及び調査方法の一部変更。

※

【調査票名】 1－単独事業所調査票

【調査対象】 （地域）全国（平成23年11月1日現在において、東日本大震災に関して原子力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域又は「平成23年福島第1及び第2原子力発電所事故

に係る原子力災害対策本部」により設定された計画的避難区域をその区域に含む調査区を除く。) (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類に掲げる産業に属する単独事業所。ただし国及び地方公共団体の事業所、次に掲げる事業所を除く(1.「農業、林業」に属する個人経営の事業所、2.「漁業」に属する個人経営の事業所、3.「生活関連サービス業、娯楽業」のうち中分類「その他の生活関連サービス業」(小分類「家事サービス業」に限る。)に属する事業所、4.「サービス業(他に分類されないもの)」のうち、中分類「外国公務」)

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 6,930,000 (配布) 調査員 (収集) 調査員・郵送 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年2月1日現在 (系統) 総務省及び経済産業省一都道府県一市町村(特別区を含む。)一調査員一報告者

【周期・期日】 (周期) 5年。ただし、最初の調査実施年を平成24年とし、第2回調査実施年までは4年とする。(実施期日) 平成24年1月～3月、ただし、総務大臣及び経済産業大臣の定める地域にあつては平成23年12月～24年3月

【調査事項】 1. 全産業共通事項(1) 事業所の属性、(2) 売上金額、費用総額及び費用内訳、(3) 主な事業の内容、(4) 電子商取引の有無及び割合、(5) 設備投資の有無及び取得額 等
2. 産業別に調査する事項

※

【調査票名】 2-産業共通調査票

【調査対象】 (地域) 全国(平成23年11月1日現在において、東日本大震災に関して原子力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域又は「平成23年福島第1及び第2原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部」により設定された計画的避難区域をその区域に含む調査区を除く。) (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類に掲げる産業に属し、調査対象名簿で把握されなかった事業所。ただし、国及び地方公共団体の事業所、次に掲げる事業所を除く(1.「農業、林業」に属する個人経営の事業所、2.「漁業」に属する個人経営の事業所、3.「生活関連サービス業、娯楽業」のうち中分類「その他の生活関連サービス業」(小分類「家事サービス業」に限る。)に属する事業所、4.「サービス業(他に分類されないもの)」のうち中分類「外国公務」)

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 589,000 (配布) 調査員 (収集) 調査員・郵送 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年2月1日現在 (系統) 総務省及び経済産業省一都道府県一市町村(特別区を含む。)一調査員一報告者

【周期・期日】 (周期) 5年。ただし、最初の調査実施年を平成24年とし、第2回調査実施年までは4年とする。(実施期日) 平成24年1月～3月、ただし、総務大臣及び経済産業大臣の定める地域にあつては平成23年12月～24年3月

【調査事項】 全産業共通事項(1) 事業所の属性、(2) 事業別売上(収入)金額、(3) 主な事業の内容、(4) 電子商取引の有無及び割合、(5) 設備投資の有無及び取得額、(6) 商品売上原価 等

※

【調査票名】 3-企業調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (平成23年11月1日現在において、東日本大震災に関して原子力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域又は「平成23年福島第1及び第2原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部」により設定された計画的避難区域をその区域に含む調査区を除く。) (単位) 企業 (属性) 日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、次に掲げる事業所、国の事業所及び地方公共団体の事業所を除く事業所(1.「農業、林業」に属する個人経営の事業所、2.「漁業」に属する個人経営の事業所、3.「生活関連サービス業、娯楽業」のうち中分類「その他の生活関連サービス業」(小分類「家事サービス業」に限る。)に属する事業所、4.「サービス業(他に分類されないもの)」のうち中分類「外国公務」)のうち複数事業所を有する企業

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 207,000 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 調査実施年2月1日現在 (系統) 総務省及び経済産業省一報告者、総務省及び経済産業省一都道府県一報告者、総務省及び経済産業省一都道府県一市(特別区含む。)一報告者

【周期・期日】 (周期) 5年。ただし、最初の調査実施年を平成24年とし、第2回調査実施年までは4年とする。(実施期日) 平成24年1月～3月、ただし、総務大臣及び経済産業大臣の定める地域にあつては平成23年12月～24年3月

【調査事項】 1. 全産業共通事項(1) 企業の属性、(2) 企業全体の主な事業の内容、(3) 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用内訳、(4) 電子商取引の有無及び割合、(5) 設備投資の有無及び取得額、(6) 商品売上原価等 2. 産業別に調査する事項(学校教育、建設業、サービス関連産業の一部)

※

【調査票名】 4-事業所調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (平成23年11月1日現在において、東日本大震災に関して原子力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域又は「平成23年福島第1及び第2原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部」により設定された計画的避難区域をその区域に含む調査区を除く。) (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、次に掲げる事業所、国の事業所及び地方公共団体の事業所を除く事業所(1.「農業、林業」に属する個人経営の事業所、2.「漁業」に属する個人経営の事業所、3.「生活関連サービス業、娯楽業」のうち中分類「その他の生活関連サービス業」(小分類「家事サービス業」に限る。)に属する事業所、4.「サービス業(他に分類されないもの)」のうち中分類「外国公務に属する事業所」)のうち複数事業所を有する企業の事業所

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 1,740,000 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 調査実施年2月1日現在 (系統) 総務省及び経済産業省一報告者、総務省及び経済産業省一都道府県一報告者、総務省及び経済産業省一都道府県一市(特別区を含む。)一報告者

【周期・期日】 (周期) 5年。ただし、最初の調査実施年を平成24年とし、第2回調査実施年までは4年とする。(実施期日) 平成24年1月～3月、ただし、総務大臣及び経済

産業大臣の定める地域にあつては平成23年12月～24年3月

【調査事項】 1. 全産業共通事項（事業所の属性） 2. 産業別に調査する事項

【調査名】 民間給与実態統計調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年12月12日

【実施機関】 国税庁長官官房企画課

【目的】 本調査は、民間給与実態統計（民間給与の実態を明らかにし、租税に関する制度及び税務行政の運営に必要な基本的事項を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和25年から開始され、以後毎年実施されている。本調査により作成される民間給与実態統計は、昭和30年1月から旧統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計として扱われており、新統計法（平成19年法律第53号）の施行に伴い基幹統計に移行している。

【調査の構成】 1－民間給与実態統計調査票（源泉徴収義務者用） 2－民間給与実態統計調査票（給与所得者用）

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：調査実施年の9月末日、詳細：調査実施年の11月末日）

※

【調査票名】 1－民間給与実態統計調査票（源泉徴収義務者用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）所得税法施行地に納税地を有する源泉徴収義務者（国及び地方公共団体並びに国税庁長官が指示するものを除く。）（抽出枠）源泉徴収義務者名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）28,174/3,700,000 （配布）郵送（収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）調査実施年前年の12月末日現在 （系統）国税庁－国税局－報告者、国税庁－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年1月第2週～2月末日

【調査事項】 1. 名称又は氏名、2. 所在地又は住所、3. 企業の主な業務、4. 給与所得者用調査票の枚数及び人員数、5. 組織及び資本金、6. 給与所得者数、7. 年間給与支給総額、8. 給与支給総額に対する年間源泉徴収税額

※

【調査票名】 2－民間給与実態統計調査票（給与所得者用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）所得税法施行地に納税地を有する源泉徴収義務者（国及び地方公共団体並びに国税庁長官が指示するものを除く。）（抽出枠）源泉徴収義務者名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）28,174/3,700,000 （配布）郵送（収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）調査実施年前年の12月末日現在 （系統）国税庁－国税局－報告者、国税庁－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年1月第2週～2月末日

【調査事項】 1. 給与所得者の氏名又は記号等、性別、年齢、勤続年数及び職務、2. 年中の給与の受給月数、3. 年末調整の有無、4. 扶養親族の内訳、5. 給与の金額、6. 所得控除額及び税額控除額の内訳、7. 年税額

【調査名】 海面漁業生産統計調査（平成23年承認・2回目）

【承認年月日】 平成23年12月20日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課

【目的】 本調査は、海面漁業生産統計（海面漁業の生産に関する実態を明らかにし、水産行政の基礎資料を整備することを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和26年4月に「海面漁業漁獲統計調査」として開始した。昭和27年に指定統計第54号を作成するための調査となり、昭和48年4月に名称を「海面漁業生産統計調査」に変更した。昭和55年に調査事項の追加を行うとともに、集計事務の一部に電算処理を導入した。平成7年に地方農政局統計情報部・同局統計情報事務所と本省間がオンライン化されたことに伴い、局・事務所管内における集計結果を見る情報処理組織を使用して本省に送付することを導入した。平成18年に、調査の範囲を従来の漁業経営体から、原則、水揚機関に変更することにより、調査客体数の大幅な縮減を図るとともに、調査事項等について大幅な見直しを行い、また、漁業センサスとの役割分担及び漁業に関する統計の体系的整備を図った。なお、指定漁業を営む場合は、農林水産大臣の許可を必要とするとともに、漁獲成績報告書の提出を義務付けられているため、本調査においては、この報告書（行政記録情報）が活用されている。平成24年に、集計表を1つ（資源回復計画対象魚種漁獲量）削除した。

【調査の構成】 1－稼働量調査票 2－海面漁業漁獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用、一括調査用） 3－海面養殖業収獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用、一括調査用）

【公表】 インターネット及び印刷物（調査実施年の4月及び調査実施年の翌年2月）

※

【調査票名】 1－稼働量調査票

【調査対象】 （地域）海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（単位）世帯、事業所（属性）海面漁業経営体（抽出枠）稼働量調査客体名簿

【調査方法】 （選定）全数（客体数）760（配布）調査員（収集）調査員（記入）他計（把握時）毎年1月1日～12月31日（系統）1．地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省－地方農政局－（調査員）－報告者、2．地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：（地域センター管轄地域）農林水産省－地方農政局－地域センター－（調査員）－報告者、（地域センター管轄地域外）農林水産省－地方農政局－（調査員）－報告者、3．北海道：（地域センター管轄地域）農林水産省－北海道農政事務所－地域センター－（調査員）－報告者、（地域センター管轄地域外）農林水産省－北海道農政事務所－（調査員）－報告者、4．沖縄県：農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－（調査員）－報告者、5．地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）：農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター－（地域センター）－（調査員）－報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年1月1日～3月31日

【調査事項】 1．海面漁業経営体の氏名又は名称、住所並びに使用した漁船名及びトン数、2．漁業種類別の出漁日数、3．その他前1及び2に関連する事項

※

【調査票名】 2－海面漁業漁獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用、一括調査用）

【調査対象】 （地域）海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（単位）世帯、事業所、組合（属性）海面漁業経営体及び水揚機関（抽出枠）前年の調査結果から作成された海面漁業漁獲統計調査の水揚機関名簿及び水揚機関で把握できない漁業経営体等名簿

【調査方法】 （選定）全数（客体数）2,930（配布）水揚機関用：調査員、漁業経営体用：郵送、一括調査用：調査員（取集）水揚機関用：調査員、漁業経営体用：郵送、一括調査用：調査員（記入）併用（把握時）毎年1月1日～12月31日（かつお、まぐろ類は、半年毎1月1日～6月30日、7月1日～12月31日）（系統）1. 地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省－地方農政局－（調査員）－報告者、2. 地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：（地域センター管轄地域）農林水産省－地方農政局－地域センター－（調査員）－報告者、（地域センター管轄地域外）農林水産省－地方農政局－（調査員）－報告者、3. 北海道：（地域センター管轄地域）農林水産省－北海道農政事務所－地域センター－（調査員）－報告者、（地域センター管轄地域外）農林水産省－北海道農政事務所－（調査員）－報告者、4. 沖縄県：農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－（調査員）－報告者、5. 地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）：農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター－（地域センター）－（調査員）－報告者

【周期・期日】 （周期）年（かつお、まぐろ類は半年）（実施期日）毎年1月1日～3月31日（半年毎に行うものにあつては、毎年1月1日～3月31日及び7月1日～9月30日）

【調査事項】 1. 水揚機関用・漁業経営体用（漁業種類別及び生産物種類別の生産量）、2. 一括調査用（漁業種類・規模別の漁労体数、1漁労体当たり平均出漁日数、1漁労体当たり平均漁獲量）

※

【調査票名】 3－海面養殖業収獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用、一括調査用）

【調査対象】 （地域）海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（単位）世帯、事業所、組合（属性）海面漁業経営体及び水揚機関（抽出枠）前年の調査結果から作成された海面養殖業収獲統計調査の水揚機関名簿及び水揚機関で把握できない養殖業経営体名簿

【調査方法】 （選定）全数（客体数）1,770（配布）水揚機関用：調査員、漁業経営体用：郵送、一括調査用：調査員（取集）水揚機関用：調査員、漁業経営体用：郵送、一括調査用：調査員（記入）併用（把握時）毎年1月1日～12月31日（のり類及びかき類については、半年毎1月1日～6月30日、7月1日～12月31日）（系統）1. 地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省－地方農政局－（調査員）－報告者、2. 地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：（地域センター管轄地域）農林水産省－地方農政局－地域センター－（調査員）－報告者、（地域センター管轄地域外）農林水産省－地方農政局－（調査員）－報

告者、3. 北海道：(地域センター管轄地域) 農林水産省－北海道農政事務所－地域センター－(調査員)－報告者、(地域センター管轄地域外) 農林水産省－北海道農政事務所－(調査員)－報告者、4. 沖縄県：農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－(調査員)－報告者、5. 地方農政局が所在しない都府県(沖縄県を除く。)：農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター－(地域センター)－(調査員)－報告者

【周期・期日】 (周期)年(のり類及びかき類は半年) (実施期日)毎年1月1日～3月31日
(半年毎に行うものにあつては、毎年1月1日～3月31日及び7月1日～9月30日)

【調査事項】 1. 水揚機関用・漁業経営体用(水揚機関名・漁業経営体名、養殖魚種別収獲量、年間種苗販売量、年間投餌量)、2. 一括調査用(養殖魚種名、養殖方法名、総施設面積、1施設当たり平均面積、1施設当たり平均収獲量)

【調査名】 学校保健統計調査（平成23年承認・2回目）

【承認年月日】 平成23年12月26日

【実施機関】 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

【目的】 本調査は、学校保健統計（学校における幼児、児童及び生徒の発育、健康等の状態を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。

【沿革】 この統計は、学校における健康診断の結果の記録に基づいて作成される統計であり、始まりは、明治33年の「生徒児童身体検査統計」である。このとき作成の基となったのは、「学生生徒身体検査規程（明治33年3月26日文部省令第4号）」に基づいて行われた身体検査の結果の記録であった。戦時中は、身体検査が徹底して行われなかったため、統計の作成は昭和14年を最後に中断し、戦後の昭和22年まで作成されなかった。昭和23年に、旧統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計調査となり、名称を「学校衛生統計」とし、学校身体検査規程（昭和19年5月17日文部省令第33号）に基づいて行われた身体検査の結果の記録を基に作成する統計として再出発した。昭和33年に、学校保健法（昭和33年法律第56号）が制定され、学校における身体検査は、以後はこの法律に基づく健康診断として行われることになった。これに対応して、昭和35年に名称が「学校保健統計」に、また、これを作成するための指定統計調査名が「学校保健統計調査」に改められた。昭和52年に、「学校保健統計調査」の調査対象の選定方法が、都道府県の負担軽減のため、従来の単純比例抽出から各都道府県ごとに同数を抽出する確率比例抽出となった。平成18年に、調査対象の選定方法が、確率比例抽出から層化抽出となった。

【調査の構成】 1－発育状態調査票（幼稚園） 2－発育状態調査票（小学校） 3－発育状態調査票（中学校及び中等教育学校の前期課程） 4－発育状態調査票（高等学校及び中等教育学校の後期課程） 5－健康状態調査票（幼稚園） 6－健康状態調査票（小学校） 7－健康状態調査票（中学校及び中等教育学校の前期課程） 8－健康状態調査票（高等学校及び中等教育学校の後期課程）

【公表】 インターネット及び印刷物（速報：調査実施年の12月、報告書：調査実施年の翌年3月）

【備考】 以下の調査計画を基本としながらも、平成23年調査については、東日本大震災による被害が甚大であった岩手県、宮城県及び福島県については、通常どおりの調査実施が困難であるため、調査を行わず、集計からも除外される。

※

【調査票名】 1－発育状態調査票（幼稚園）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）学校 （属性）国、公、私立の幼稚園 （抽出枠）学校基本調査結果

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,542 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年4月1日～6月30日 （系統）文部科学省－都道府県－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年4月1日～6月30日

【調査事項】 1. 身長、2. 体重、3. 座高

※

【調査票名】 2－発育状態調査票（小学校）

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 学校 (属性) 国、公、私立の小学校 (抽出枠) 学校基本調査結果

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 2, 640 (配布) 郵送・オンライン (取集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎年4月1日～6月30日 (系統) 文部科学省－都道府県－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年4月1日～6月30日

【調査事項】 1. 身長、2. 体重、3. 座高

※

【調査票名】 3－発育状態調査票 (中学校及び中等教育学校の前期課程)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 学校 (属性) 国、公、私立の中学校、中等教育学校の前期課程 (抽出枠) 学校基本調査結果

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 1, 761 (配布) 郵送・オンライン (取集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎年4月1日～6月30日 (系統) 文部科学省－都道府県－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年4月1日～6月30日

【調査事項】 1. 身長、2. 体重、3. 座高

※

【調査票名】 4－発育状態調査票 (高等学校及び中等教育学校の後期課程)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 学校 (属性) 国、公、私立の高等学校、中等教育学校の後期課程 (抽出枠) 学校基本調査結果

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 1, 322 (配布) 郵送・オンライン (取集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎年4月1日～6月30日 (系統) 文部科学省－都道府県－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年4月1日～6月30日

【調査事項】 1. 身長、2. 体重、3. 座高

※

【調査票名】 5－健康状態調査票 (幼稚園)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 学校 (属性) 国、公、私立の幼稚園 (抽出枠) 学校基本調査結果

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 1, 542 (配布) 郵送・オンライン (取集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎年4月1日～6月30日 (系統) 文部科学省－都道府県－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年4月1日～6月30日

【調査事項】 1. 栄養状態、2. 脊柱・胸郭の疾病・異常の有無、3. 視力、4. 眼の疾病・異常の有無、5. 耳鼻咽喉頭疾患の有無、6. 皮膚疾患の有無、7. 歯・口腔の疾病・異常の有無、8. 心臓の疾病・異常の有無、9. 尿、10. 寄生虫卵の有無、11. その他の疾病・異常の有無

※

【調査票名】 6－健康状態調査票 (小学校)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 学校 (属性) 国、公、私立の小学校 (抽出枠) 学校基本調査結果

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 2, 640 (配布) 郵送・オンライン (取集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎年4月1日～6月30日 (系統) 文部科学省－都道府県－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年4月1日～6月30日

【調査事項】 1. 栄養状態、2. 脊柱・胸郭の疾病・異常の有無、3. 視力、4. 聴力、5. 眼の疾病・異常の有無、6. 耳鼻咽喉頭疾患の有無、7. 皮膚疾患の有無、8. 歯・口腔の疾病・異常の有無、9. 結核の有無、10. 心臓の疾病・異常の有無、11. 尿、12. 寄生虫卵の有無、13. その他の疾病・異常の有無及び結核に関する検診の結果、14. 相談員・スクールカウンセラーの配置状況

※

【調査票名】 7－健康状態調査票 (中学校及び中等教育学校の前期課程)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 学校 (属性) 国、公、私立の中学校、中等教育学校の前期課程 (抽出枠) 学校基本調査結果

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 1, 761 (配布) 郵送・オンライン (取集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎年4月1日～6月30日 (系統) 文部科学省－都道府県－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年4月1日～6月30日

【調査事項】 1. 栄養状態、2. 脊柱・胸郭の疾病・異常の有無、3. 視力、4. 聴力、5. 眼の疾病・異常の有無、6. 耳鼻咽喉頭疾患の有無、7. 皮膚疾患の有無、8. 歯・口腔の疾病・異常の有無、9. 結核の有無、10. 心臓の疾病・異常の有無、11. 尿、12. その他の疾病・異常の有無及び結核に関する検診の結果、13. 相談員・スクールカウンセラーの配置状況

※

【調査票名】 8－健康状態調査票 (高等学校及び中等教育学校の後期課程)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 学校 (属性) 国、公、私立の高等学校、中等教育学校の後期課程 (抽出枠) 学校基本調査結果

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 1, 322 (配布) 郵送・オンライン (取集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎年4月1日～6月30日 (系統) 文部科学省－都道府県－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年4月1日～6月30日

【調査事項】 1. 栄養状態、2. 脊柱・胸郭の疾病・異常の有無、3. 視力、4. 聴力、5. 眼の疾病・異常の有無、6. 耳鼻咽喉頭疾患の有無、7. 皮膚疾患の有無、8. 歯・口腔の疾病・異常の有無、9. 結核の有無、10. 心臓の疾病・異常の有無、11. 尿、12. その他の疾病・異常の有無、13. 相談員・スクールカウンセラーの配置状況

○一般統計調査の承認

【調査名】 国家公務員共済組合年金受給者実態調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年12月13日

【実施機関】 財務省主計局給与共済課

【目的】 本調査は、年金制度の受け持つ役割が重要性を増しつつある現状に鑑み、国家公務員共済年金受給者の実態を把握することを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和48年の国家公務員等共済組合法改正の国会審議の中で、年金受給者についての実態調査が必要である旨の指摘を受けて開始されたものである。調査は、下記の調査票から構成され、それぞれ3年周期で実施しているものである。1. 障害共済年金・障害年金受給者実態調査票（昭和51年から3年ごと。直近は平成22年実施）、2. 退職共済年金・退職年金・減額退職年金受給者実態調査票（昭和49年から3年ごと。平成23年実施）、3. 遺族共済年金・遺族年金受給者実態調査票（昭和50年から3年ごと。平成24年実施予定）

【調査の構成】 1－障害共済年金・障害年金受給者実態調査票 2－退職共済年金・退職年金・減額退職年金受給者実態調査票 3－遺族共済年金・遺族年金受給者実態調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（インターネット：調査実施年の翌年3月、印刷物：調査実施年の翌年2月）

【備考】 今回の変更は、遺族共済年金・遺族年金受給者実態調査票に係る調査票の追加。

※

【調査票名】 1－障害共済年金・障害年金受給者実態調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）国家公務員共済組合連合会から障害共済年金・障害年金を受給している者（抽出枠）連合会提供の受給権者統計表

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）7,200/15,500（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）毎年2月1日現在（系統）財務省－国家公務員共済組合連合会－報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年2月1日～2月末日

【調査事項】 1. 受給者の性別・年齢、2. 年金の内容（1）種類、（2）年金額（年間）、（3）支給開始年、（4）障害の程度、（5）扶養関係、3. 国家公務員災害補償法に基づく障害補償年金受給状況、4. 他の公的年金の受給状況、5. 公的年金加入状況、6. 主な居所、7. 介護の状況、8. 定期的な医療機関受診状況、9. 公的医療保険の加入状況、10. 世帯人員、世帯主、11. 生活費の月平均額、12. 年金の使途、13. 世帯の受給者以外の収入状況

※

【調査票名】 2－退職共済年金・退職年金・減額退職年金受給者実態調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）国家公務員共済組合連合会から退職共済年金・退職年金・減額退職年金を受給している者（抽出枠）連合会提供の受給権者統計表

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）15,000/682,000（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）毎年2月1日現在（系統）財務省－国家公務員共済組合連合会－報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年2月1日～2月末日

【調査事項】 1. 受給者の性別・年齢・退職年月、2. 年金の内容(1)種類、(2)年金額(年間)、(3)支給開始年月、(4)組合員期間、3. 他の公的年金等の受給状況、4. 配偶者の有無及び配偶者の公的年金等の受給状況、5. 世帯構成・世帯人員、6. 世帯の住宅状況、7. 世帯の生活費の月平均額、8. 各収入の月平均額、9. 年金の使途、10. 公的医療保険の加入状況

※

【調査票名】 3－遺族共済年金・遺族年金受給者実態調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)国家公務員共済組合連合会から遺族共済年金・遺族年金を受給している者 (抽出枠)連合会提供の受給権者統計表

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)11,000/294,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年2月1日現在 (系統)財務省－国家公務員共済組合連合会－報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年2月1日～2月末日

【調査事項】 1. 受給者の性別・年齢、2. 年金の内容(1)種類、(2)年金額(年間)、3. 年金支給の要件となった対象者及び死亡年月、4. 他の公的年金等の受給状況、5. 公的年金加入状況、6. 世帯構成・世帯人員、7. 年金の使途、8. 受給者の就業状況、9. 世帯の収入状況、10. 死亡時の年齢及び就業状況

【調査名】 社会教育調査補完調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年12月20日

【実施機関】 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

【目的】 本調査は、東日本大震災の影響により、社会教育調査（基幹統計調査）で把握できなかった岩手県、宮城県及び福島県社会教育に関する状況を把握することにより、社会教育調査を補完し、社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

【調査の構成】 1－社会教育行政調査票 2－公民館調査票 3－図書館調査票 4－博物館調査票
5－青少年教育施設調査票 6－女性教育施設調査票 7－体育施設調査票 8－文化会館調査票 9－生涯学習センター調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（調査実施年度の翌年3月）

※

【調査票名】 1－社会教育行政調査票

【調査対象】 （地域）岩手県、宮城県、福島県 （単位）地方公共団体 （属性）県教育委員会及び市町村教育委員会（特別区教育委員会、教育事務組合、広域連合及び共同設置の教育委員会を含む。） （抽出枠）文部科学省が保管する県教育委員会及び市町村教育委員会の名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）139 （配布）郵送・オンライン （取集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）平成23年10月1日現在（一部の項目については、平成22年4月1日～23年3月31日） （系統）文部科学省－報告者（都道府県教育委員会、市町村教育委員会）

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成24年6月1日～7月30日

【調査事項】 1. 社会教育委員等に関する事項、2. 社会教育関連事業の実施状況

※

【調査票名】 2－公民館調査票

【調査対象】 （地域）岩手県、宮城県、福島県 （単位）事業所 （属性）社会教育法第21条の規定に基づき設置された公民館、社会教育法第42条に規定する公民館類似施設のうち、市町村が設置した施設で市町村教育委員会（特別区教育委員会、教育事務組合、広域連合及び共同設置の教育委員会を含む。）が所管するもの （抽出枠）文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 公民館」名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,265 （配布）郵送・オンライン （取集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）平成23年10月1日現在（一部の項目については、平成22年4月1日～23年3月31日） （系統）文部科学省－報告者（私立の公民館の長、市町村立の公民館及び公民館類似施設の長）

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成24年6月1日～7月30日

【調査事項】 1. 職員に関する事項、2. 事業実施に関する状況、3. 施設の利用状況、4. ボランティア活動に関する事項、5. 公民館運営審議会等の設置状況

※

【調査票名】 3－図書館調査票

【調査対象】 (地域) 岩手県、宮城県、福島県 (単位) 事業所 (属性) 図書館法第2条に規定する図書館、図書館法第29条に規定する図書館同種施設のうち、地方公共団体が設置したもの (抽出枠) 文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 図書館」名簿

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 145 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 平成23年10月1日現在 (一部の項目については、平成22年4月1日～23年3月31日) (系統) 文部科学省一報告者 (都道府県立の図書館及び図書館同種施設の長、私立の図書館の長、市町村立の図書館民館及び図書館同種施設の長)

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成24年6月1日～7月30日

【調査事項】 1. 職員に関する事項、2. 事業実施に関する事項、3. 資料の状況、4. ボランティア活動に関する事項、5. 図書館協議会等の設置状況

※

【調査票名】 4－博物館調査票

【調査対象】 (地域) 岩手県、宮城県、福島県 (単位) 事業所 (属性) 博物館法第2条に規定する博物館、博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設、博物館と同種の事業を行い、博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設と同等以上の規模の施設 (抽出枠) 文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 博物館」名簿及び「社会教育施設等名称ファイル 博物館類似施設」名簿

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 357 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 平成23年10月1日現在 (一部の項目については、平成22年4月1日～23年3月31日) (系統) 文部科学省一報告者 (国立及び独立行政法人立 (国立大学法人及び大学共同利用機関法人を含む。)) の博物館相当施設及び博物館類似施設の長、都道府県立の博物館、博物館相当施設及び博物館類似施設 (都道府県が設立団体である地方独立行政法人が設置する博物館相当施設及び博物館類似施設を含む。)) の長、私立の博物館及び博物館相当施設の長、市町村立の博物館、博物館相当施設及び博物館類似施設 (市町村が設立団体である地方独立行政法人 (都道府県を設立団体に含む場合を除く。)) が設置する博物館相当施設及び博物館類似施設を含む。)) の長、私立の博物館類似施設の長)

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成24年6月1日～7月30日

【調査事項】 1. 職員に関する事項、2. 事業実施に関する事項、3. ボランティア活動に関する事項、4. 博物館協議会等の設置状況

※

【調査票名】 5－青少年教育施設調査票

【調査対象】 (地域) 岩手県、宮城県、福島県 (単位) 事業所 (属性) 青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、あわせてその施設を青少年の利用に供する目的で、地方公共団体又は独立行政法人が設置した社会教育施設 (抽出枠) 文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 青少年教育施設」名簿

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 48 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンラ

イン（記入）自計（把握時）平成23年10月1日現在（一部の項目については、平成22年4月1日～23年3月31日）（系統）文部科学省一報告者（独立行政法人立の青少年教育施設の長、都道府県立の青少年教育施設の長、市町村立の青少年教育施設の長）

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成24年6月1日～7月30日

【調査事項】 1. 事業実施に関する事項、2. 施設の利用状況、3. ボランティア活動に関する事項

※

【調査票名】 6－女性教育施設調査票

【調査対象】（地域）岩手県、宮城県、福島県（単位）事業所（属性）女性又は女性教育指導者のために各種の研修又は情報提供等を行い、あわせてその施設を女性の利用に供する目的で、地方公共団体、独立行政法人又は一般社団法人・一般財団法人（特例民法法人を含む。）が設置した社会教育施設（抽出枠）文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 女性教育施設」名簿

【調査方法】（選定）全数（客体数）12（配布）郵送・オンライン（取集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）平成23年10月1日現在（一部の項目については、平成22年4月1日～23年3月31日）（系統）文部科学省一報告者（独立行政法人立の女性教育施設の長、都道府県立の女性教育施設の長、私立の女性教育施設の長、市町村立の女性教育施設の長）

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成24年6月1日～7月30日

【調査事項】 1. 事業実施に関する事項、2. 施設の利用状況、3. ボランティア活動に関する事項

※

【調査票名】 7－体育施設調査票

【調査対象】（地域）岩手県、宮城県、福島県（単位）事業所（属性）一般の利用に供する目的で地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置した体育館、水泳プール及び運動場等のスポーツ施設（抽出枠）文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 社会体育施設」名簿及び「社会教育施設等名称ファイル 民間体育施設」名簿

【調査方法】（選定）全数（客体数）2,588（配布）郵送・オンライン（取集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）平成23年10月1日現在（一部の項目については、平成22年4月1日～23年3月31日）（系統）文部科学省一報告者（独立行政法人立の体育施設の長、都道府県立の体育施設の長、市町村立の体育施設の長、私立の体育施設の長）

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成24年6月1日～7月30日

【調査事項】 1. 名称及び所在地、2. 設置者及び管理者に関する事項、3. 施設の種類、4. 職員に関する事項、5. 施設・設備に関する事項、6. 事業実施に関する事項、7. ボランティア活動に関する事項

※

【調査票名】 8－文化会館調査票

【調査対象】 (地域) 岩手県、宮城県、福島県 (単位) 事業所 (属性) 地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置する文化会館(劇場、市民会館、文化センター等)で座席数300以上のホールを有するもの (抽出枠) 文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 文化会館」名簿

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 104 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 平成23年10月1日現在(一部の項目については、平成22年4月1日～23年3月31日) (系統) 文部科学省一報告者(独立行政法人立の文化会館の長、都道府県立の文化会館の長、市町村立の文化会館の長、私立の文化会館の長)

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成24年6月1日～7月30日

【調査事項】 1. 事業実施に関する事項、2. ボランティア活動に関する事項

※

【調査票名】 9-生涯学習センター調査票

【調査対象】 (地域) 岩手県、宮城県、福島県 (単位) 事業所 (属性) 地域における生涯学習を推進するための中心機関として地方公共団体が設置した施設 (抽出枠) 文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 生涯学習センター」名簿

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 24 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 平成23年10月1日現在(一部の項目については、平成22年4月1日～23年3月31日) (系統) 文部科学省一報告者(都道府県立の生涯学習センターの長、市町村立の生涯学習センターの長)

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成24年6月1日～7月30日

【調査事項】 1. 事業実施に関する事項、2. 施設の利用状況、3. ボランティア活動に関する事項

【調査名】 通信利用動向調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年12月22日

【実施機関】 総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課

【目的】 本調査は、利用者の視点における情報通信の利用動向を把握し、情報通信行政の施策の策定及び評価のための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成2年に開始され、平成9年調査からは、平成5年に開始された通信ネットワーク調査を統合して実施している。

【調査の構成】 1－通信利用動向調査調査票（企業用） 2－通信利用動向調査調査票（世帯用）

【公表】 インターネット及び印刷物（毎年5月末日）

【備考】 今回の変更は、通信利用動向調査調査票（世帯用）及び（企業用）に係る報告者数の減少及び全ての調査票に係る調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－通信利用動向調査調査票（企業用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類のうち、「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」及び「公務」を除く産業に属する常用雇用者規模100人以上の企業（抽出枠）平成21年経済センサス基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）5,140/42,660（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）12月31日又は4月1日～翌年3月31日又は調査時点に最も近い決算日までの1年間（系統）総務省－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）配布：毎年1月上旬、回収：毎年1月下旬

【調査事項】 1. 企業内/企業間通信網の構築状況、2. インターネットによる情報通信、3. 電子商取引、4. 無線通信技術を利用したシステム・ツールの導入状況、5. クラウドコンピューティングの利用状況、6. テレワーク、7. ICT教育、8. 情報通信ネットワークの安全対策、9. 情報通信ネットワークの利用上の問題点等、10. 企業の概要（1）資本金額、（2）年間売上高、（3）営業利益、（4）人件費、（5）減価償却費及び従業員数

※

【調査票名】 2－通信利用動向調査調査票（世帯用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）直近の4月1日現在で満年齢20歳以上の世帯員がいる世帯（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）40,592/51,951,513（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）毎年12月31日現在（系統）総務省－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）配布：毎年1月上旬、回収：毎年1月下旬

【調査事項】 1. 世帯全体用（1）情報通信機器の保有状況、利用状況、（2）インターネットの利用状況、（3）インターネット利用における被害状況、（4）インターネット利用におけるセキュリティ対策状況、（5）18歳未満の子どものインターネット利用状況、（6）インターネットを利用して感じる不安等、（7）世帯の構成（ア）世帯員数、（イ）

世帯年収及び住居の種類、2. 世帯構成員用 (1) インターネットの利用状況、(2) インターネットの利用目的、用途、(3) 映像・音声コンテンツの利用、(4) ソーシャルメディアの利用、(5) データ通信料金プラン

【調査名】 ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年12月26日

【実施機関】 厚生労働省社会・援護局地域福祉課

【目的】 本調査は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号。以下「法」という。）及びホームレスの自立の支援等に関する基本方針の見直しを検討するに当たって、政策評価等の実施に必要なデータを得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、旧統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づく承認統計調査として、平成15年に開始され、その後、統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査に移行した。平成24年には、調査周期が不定期から5年に変更された。

【調査の構成】 1－ホームレスの実態に関する全国調査票（生活実態調査票）

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：平成24年3月、詳細：平成24年11月）

【備考】 今回の変更は、報告者数の削減、報告者の選定方法の変更、調査周期の変更等。

※

【調査票名】 1－ホームレスの実態に関する全国調査票（生活実態調査票）

【調査対象】 （地域）東京23区、政令指定都市及び平成23年1月の概数調査において50名以上のホームレス数の報告のあった市（平成23年度の調査においては、東日本大震災の影響により、仙台市を除く。）（単位）個人（属性）法第2条に規定する「都市公園、下線、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場処として日常生活を営んでいるホームレス」とする。

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）1,262/8,373（配布）調査員（取集）調査員（記入）他計（把握時）平成24年1月1日現在（系統）厚生労働省－都道府県－調査対象市区－調査員－報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成24年1月下旬

【調査事項】 1. 路上での生活について、2. 路上（野宿）生活までのいきさつ、3. 健康状態、4. 福祉制度、5. 今後の生活について、6. 生活歴、7. その他

【調査名】 平成23年産業連関構造調査（サービス産業・非営利団体等投入調査）

【承認年月日】 平成23年12月28日

【実施機関】 総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室

【目的】 サービス業及び非営利活動等を営む企業・団体がその事業活動を行うために要した費用の内訳等の実態を把握し、産業連関表の作成における投入額推計等の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－サービス産業・非営利団体等投入調査 調査票

【公表】 インターネット（平成25年7月）

※

【調査票名】 1－サービス産業・非営利団体等投入調査 調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業及び非営利団体 （属性）日本標準産業分類のうち、サービス産業に属する企業及び非営利団体 （抽出枠）平成21年経済センサス基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）7,300/407,500 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年1月～12月 （系統）調査票の配布：総務省－民間事業者－報告者、調査票の回収：報告者－総務省

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成24年6月～7月

【調査事項】 1. 従業者数、2. 年間売上高、3. 年間総費用及びその内訳（金額又は割合）、4. 屑・副産物の売却益及びその内訳

○届出統計調査の受理

(1) 新規

【調査名】 県営公園基礎調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年12月1日

【実施機関】 埼玉県都市整備部公園スタジアム課

【目的】 県営公園の来園者に対して、1. 利用者の動向を把握するために、利用目的・利用頻度・来園手段などを調査、2. 利用者の満足度を把握するために、管理状況・施設の使いやすさ・利用料金の適正さなどを調査、3. 利用者ニーズを把握するために施設整備やイベントの希望などを調査することで、公園整備・管理に対する県民参加の意向を把握し、より魅力ある県営公園づくりを推進するための施策展開や施設の新設・修繕計画の基礎データとして活用する。

【調査の構成】 1-アンケート調査 調査票

※

【調査票名】 1-アンケート調査 調査票

【調査対象】 (地域) 埼玉県全域 (単位) 個人 (属性) 県営公園の来園者 (抽出枠) 県営公園の来園者

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 6,700/78,000 (配布) 調査員 (取集) 調査員 (記入) 他計 (把握時) 調査票記入日現在 (系統) 埼玉県一民間事業者一報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成23年11月下旬～24年2月下旬

【調査事項】 1. 属性 (1) 性別、(2) 年齢区分、(3) 職業、(4) 居住地域、2. 来園 (1) 人数、(2) 手段・所要時間、(3) 理由、(4) 滞在時間、(5) 利用頻度・時間帯・目的、(6) 他の利用園、3. 公園の管理状況 (1) 園全体、(2) 関係施設、(3) 管理上の費用と基準、4. 公園への要望 (1) 施設の新設・増設・廃止、(2) 利用料金を伴う施設、(3) イベント開催、(4) 施設改善、5. 公園でのボランティア参加 (1) 経験、(2) 興味、(3) 希望、(4) 活動条件・時間、(5) 頻度、(6) 報酬、(7) 講習会、6. 個別施設の利用状況 (1) ジョギング、(2) フットサル、(3) ドッグラン、(4) 有料施設、(5) 水上公園、(6) 航空公園等

【調査名】 埼玉県空家実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年12月1日

【実施機関】 埼玉県都市整備部住宅課

【目的】 空き家が増加傾向にある中、既存の住宅ストックとして重要な役割を果たす空き家の実態を把握し、今後の住宅施策の検討に資する基礎資料とする。

【調査の構成】 1－外観調査 調査票 2－空家実態調査 調査票

※

【調査票名】 1－外観調査 調査票

【調査対象】 （地域）埼玉県全域 （単位）個人 （属性）1. 平成22年国勢調査の調査区から抽出した地区にある空き家の管理者等、2. 郊外型大規模団地にある空き家の管理者等、3. 中心市街地にある空き家の管理者等 （抽出枠）国勢調査の調査区名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出及び有意抽出 （客体数）2,600/3,029,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）他計 （把握時）平成23年11月1日現在 （系統）埼玉県一民間事業者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年12月上旬～24年2月29日

【調査事項】 1. 空き家特定状況（1）空き家の判定方法、（2）空き家所有者の特定状況、2. 外観状況（1）類型、（2）建て方、（3）種類、（4）階数、（5）前面道路の幅員、（6）腐朽・破損の有無、（7）日照状況、（8）駐車場の有無、3. 周辺状況（1）周辺環境、（2）最寄駅までの距離、4. 共同住宅用設問（1）長屋・共同住宅の状況、（2）設備の状況

※

【調査票名】 2－空家実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）埼玉県全域 （単位）個人 （属性）1. 平成22年国勢調査の調査区から抽出した地区にある空き家の管理者等、2. 郊外型大規模団地にある空き家の管理者等、3. 中心市街地にある空き家の管理者等 （抽出枠）国勢調査の調査区名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出及び有意抽出 （客体数）26,000/3,029,000 （配布）郵送・調査員 （収集）郵送・調査員 （記入）併用 （把握時）平成23年11月1日現在 （系統）埼玉県一民間事業者一報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年12月上旬～24年2月29日

【調査事項】 1. 空き家の該当性の確認、2. 概要（1）空き家期間、（2）名義人、（3）土地の所有状況、（4）建設時期、（5）空き家化以前の利用形態、3. 構造・設備（1）建物構造、（2）付帯設備、（3）居室数、（4）床面積、（5）維持・管理方法、（6）改築・改修状況、4. 活用等（1）空き家化のきっかけ、（2）売却・賃借人募集等の状況、（3）入居者が決まらない主原因、（4）入居者を募集しない理由、（5）有効活用への関心、5. 回答者属性（1）年齢、（2）就業形態、（3）世帯の状況、（4）居住建物、（5）県内での住宅所有状況

【調査名】 花き生産実績調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年12月2日

【実施機関】 愛知県農林水産部園芸農産課

【目的】 愛知県内の花きの生産実績に関して調査し、花きの生産振興を図っていく上で必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－花き生産実績調査 調査票

※

【調査票名】 1－花き生産実績調査 調査票

【調査対象】 （地域）愛知県全域 （単位）地方公共団体 （属性）市町村 （抽出枠）愛知県所有の市町村リスト

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）54 （配布）オンライン（電子メール） （取集）オンライン（電子メール） （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年1月1日～12月31日 （系統）愛知県一報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年1月4日（土日祝日に当たる場合は、その翌日）～3月31日（土日祝日に当たる場合は、その前日）

【調査事項】 1. 花きの71品目及び項目における農家戸数、2. 栽培施設種別の作付延面積と出荷数量及び産出額、3. 出荷先地域別・月別の出荷量、4. 球根類の作付面積・出荷数量・産出額及び農家戸数、5. 粗収益の農業粗収益に占める割合階層別の類別栽培農家戸数

【調査名】 北九州市内自動車産業実態及び次世代自動車ビジネス参入可能性調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年12月5日

【実施機関】 北九州市産業経済局地域産業振興部中小企業振興課

【目的】 北部九州周辺は、日産、トヨタ、ダイハツ、マツダと4大自動車メーカーが立地し、中京地区、関東地区に続く国内3番目の自動車生産拠点となっている。北九州市内には、自動車産業に携わる企業が多数立地しており、次世代自動車ビジネスも含めて、今後の企業誘致や新規参入・取引拡大につながるような自動車産業振興事業を展開していく必要がある。このため、市内自動車産業の実態を把握するとともに、次世代自動車産業への参入意欲や技術力など、今後の施策の基礎資料となるデータを得るために実施する。

【調査の構成】 1－北九州市内自動車産業実態及び次世代自動車ビジネス参入可能性調査 調査票

※

【調査票名】 1－北九州市内自動車産業実態及び次世代自動車ビジネス参入可能性調査 調査票

【調査対象】 （地域）北九州市全域 （単位）事業所 （属性）従業者規模5人以上の自動車関連事業所 （抽出枠）平成21年経済センサスー基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）1,000/1,200 （配布）郵送 （収集）郵送・FAX （記入）自計 （把握時）調査票記入日現在 （系統）北九州市－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年12月10日～12月22日

【調査事項】 1. 従業者数、2. 資本金、3. 主な業種、4. 自動車関連部品の取扱の有無及び今後の次世代自動車ビジネスへの参入意向の有無、5. 自動車関連部品の生産内容及び納入先、6. 主力の自動車関連部品の内容

【調査名】 都内新卒求人動向等実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年12月7日

【実施機関】 東京都産業労働局雇用就業部就業推進課

【目的】 東京都内中小企業の求人動向と大学生の就職活動に関する意識の実態を調査・分析することにより、都内の新卒者雇用の現状を把握することで、今後の若年者雇用就業施策立案につなげていく。

【調査の構成】 1-アンケート調査 調査票 2-ヒアリング調査 調査票（企業） 3-ヒアリング調査 調査票（大学）

※

【調査票名】 1-アンケート調査 調査票

【調査対象】 （地域）北海道、東北（宮城県、福島県）、関東（東京都、群馬県、埼玉県、栃木県、茨城県、神奈川県、千葉県）、中部（石川県、山梨県、長野県） （単位）個人 （属性）大学職業指導研究会加盟大学の学生 （抽出枠）大学職業指導研究会加盟大学のキャリアセンター等を利用する学生（3、4年生対象）

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）12,200 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査票記入日現在 （系統）調査票の配布：東京都-民間事業者-大学-報告者、調査票の回収：報告者-大学-東京都

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年12月初旬～24年1月31日

【調査事項】 1. 基本情報、2. 就職意識、3. 就職活動の内容 等

※

【調査票名】 2-ヒアリング調査 調査票（企業）

【調査対象】 （地域）東京都全域（島しょ除く。） （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類の大分類に掲げる「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」の13業種に属する事業所のうち、従業者数6人以上のもの（抽出枠）都内企業求人充足状況等調査でヒアリング調査の協力を得られた企業

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）10/115,757 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）他計 （把握時）平成23年12月1日現在 （系統）東京都-民間事業者-報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年12月初旬～24年1月31日

【調査事項】 1. 会社概要、2. 人材不足状況、3. 採用活動内容を詳しく、4. 行政に求める支援について 等

※

【調査票名】 3-ヒアリング調査 調査票（大学）

【調査対象】 （地域）東京都全域（島しょ除く。） （単位）学校 （属性）東京都内にキャリアセンター等がある大学（抽出枠）東京都内にキャリアセンター等がある大学でヒアリング調査の協力を得られた大学

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 10 / 121 (配布) 調査員 (取集) 調査員 (記入) 他計 (把握時) 平成23年12月1日現在 (系統) 東京都—民間事業者—報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成23年12月初旬～24年1月31日

【調査事項】 1. 学生の就活、就職状況、2. 支援内容、3. 行政への要望 等

【調査名】 平成23年度京都府母子・父子世帯実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年12月7日

【実施機関】 京都府健康福祉部家庭支援課

【目的】 母子・父子世帯の生活実態及びニーズ等を把握し、これらの世帯に対する福祉の充実を図るための基礎資料を得る。

【調査の構成】 1－平成23年度京都府母子・父子世帯実態調査票

※

【調査票名】 1－平成23年度京都府母子・父子世帯実態調査票

【調査対象】 （地域）京都府全域（京都市を除く。） （単位）世帯 （属性）母子及び寡婦福祉法第6条第1項の規定による「配偶者のない女子」が属する母子世帯及びそれに準ずる「配偶者のない男子」が属する父子世帯

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）10,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）平成23年10月1日現在 （系統）京都府－京都府民生児童委員協議会－市町村民生児童委員協議会－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年12月5日～24年1月16日

【調査事項】 1. 世帯の状況、2. 離婚時の状況、3. 養育費の状況、4. 仕事の状況、5. 収入・支出の状況、6. 健康・医療の状況、7. 親の状況、8. 子どもの養育・教育の状況、9. 福祉制度の利用状況、10. 母子家庭等自立支援センターについて、11. その他

【調査名】 新規就農者実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年12月8日

【実施機関】 千葉県農林水産部担い手支援課

【目的】 新規就農者の実態を把握し、多様な担い手の育成・確保対策の効果的、計画的な推進に資する。

【調査の構成】 1－新規就農者実態調査 調査票

※

【調査票名】 1－新規就農者実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）千葉県全域 （単位）個人 （属性）新規に農業に従事した者

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）400 （配布）職員 （収集）職員 （記入）他計 （把握時）毎年2月1日現在 （系統）千葉県一報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年2月10日

【調査事項】 1. 氏名、2. 性別、3. 生年月日、4. 年齢、5. 住所、6. 電話番号、7. 経営類型及び主要作目、8. 就農区分、9. 最終学歴、10. 出身高校の課程、11. 就農年月、12. 法人等への就農

【調査名】 県立文化施設の運営に関する調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年12月13日

【実施機関】 埼玉県県民生活部文化振興課

【目的】 彩の国さいたま芸術劇場（以下「芸術劇場」という。）、埼玉会館及び埼玉県熊谷会館（以下「熊谷会館」という。また、当該3施設をまとめて以下「県立文化施設」という。）において実施される事業及び当該施設の運営にかかる成果を幅広い視点から分析し、その評価結果を今後のよりよい施設運営のために活用するとともに、埼玉県における芸術文化の振興に資することを目的とする。

【調査の構成】 1-彩の国さいたま芸術劇場に関する意識調査 アンケート票 2-埼玉会館に関する意識調査 アンケート票 3-熊谷会館に関する意識調査 アンケート票 4-県内の県立文化施設に関する意識調査 アンケート票

【備考】 本調査の調査票の名称には、「意識」の文言が付されているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。

※

【調査票名】 1-彩の国さいたま芸術劇場に関する意識調査 アンケート票

【調査対象】 （地域）県立文化施設の最寄り駅（与野本町）（単位）個人（属性）15歳以上の通行者

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）300/13,878（配布）調査員（取集）調査員（記入）他計（把握時）調査票記入日現在（系統）埼玉県一民間事業者一報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成23年12月中旬～24年2月中旬

【調査事項】 1. 属性（性別、年齢区分）、2. 居住地域（県内4地域、都内、その他県外の別）、3. 劇場の認知度（1）認知している場合その内容、（2）利用、来場状況（回数、目的、自宅からの所要時間・交通手段ほか）、（3）飲食やショッピングの状況、4. 劇場についての満足度、5. 利用したことがない理由、6. 劇場に対する印象・思い・要望、7. 芸術鑑賞への興味・関心度、8. 利用したことがある劇場・施設

※

【調査票名】 2-埼玉会館に関する意識調査 アンケート票

【調査対象】 （地域）県立文化施設の最寄り駅（浦和）（単位）個人（属性）15歳以上の通行者

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）300/79,376（配布）調査員（取集）調査員（記入）他計（把握時）調査票記入日現在（系統）埼玉県一民間事業者一報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成23年12月中旬～24年2月中旬

【調査事項】 1. 属性（性別、年齢区分）、2. 居住地域（県内4地域、都内、その他県外の別）、3. 各会館の認知度（1）利用、来場の状況（回数、目的、自宅からの所要時間・交通手段ほか）、（2）飲食やショッピングの状況、4. 会館についての満足度、5. 利用したことがない理由、6. 会館に対する要望、7. 芸術鑑賞への興味・関心度、8. 利用

したことがある劇場・施設

※

【調査票名】 3－熊谷会館に関する意識調査 アンケート票

【調査対象】 (地域) 県立文化施設の最寄り駅(熊谷) (単位) 個人 (属性) 15歳以上の通行者

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 300/36,898 (配布) 調査員 (取集) 調査員 (記入) 他計 (把握時) 調査票記入日現在 (系統) 埼玉県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成23年12月中旬～24年2月中旬

【調査事項】 1. 属性(性別、年齢区分)、2. 居住地域(県内4地域、都内、その他県外の別)、3. 各会館の認知度(1)利用、来場の状況(回数、目的、自宅からの所要時間・交通手段ほか)、(2)飲食やショッピングの状況、4. 会館についての満足度、5. 利用したことがない理由、6. 会館に対する要望、7. 芸術鑑賞への興味・関心度、8. 利用したことがある劇場・施設

※

【調査票名】 4－県内の県立文化施設に関する意識調査 アンケート票

【調査対象】 (地域) 県内8駅(大宮・川口・川越・春日部・越谷・所沢・深谷・西武秩父)の各周辺区域 (単位) 個人 (属性) 15歳以上の通行者

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 2,400/620,026 (配布) 調査員 (取集) 調査員 (記入) 他計 (把握時) 調査票記入日現在 (系統) 埼玉県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成23年12月中旬～24年2月中旬

【調査事項】 1. 属性(性別、年齢区分)、2. 居住地域(県内4地域、都内、その他県外の別)、3. 県立文化施設(芸術劇場・埼玉会館・熊谷会館の3館)の認知度、4. 芸術劇場の認知度(1)認知している場合、その内容、(2)利用、来場の状況(回数、目的)、5. 利用したことがない理由、6. 劇場に対する印象・思い・要望、7. 埼玉会館の認知度(利用、来場の状況(回数))、8. 熊谷会館の認知度(利用、来場の状況(回数))、9. 芸術鑑賞への興味・関心度、10. 利用したことがある劇場・施設

【調査名】 製造拠点の移転可能性及び移転後の状況に関する実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年12月13日

【実施機関】 東京都産業労働局商工部調整課

【目的】 リーマンショック以降の経済活動の低迷及び超円高による海外との競争環境の変化を踏まえ、東京都内の製造業の製造拠点の移転及び集約化等の実態を把握し、今後の製造業振興策を立案するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－製造拠点の移転可能性及び移転後の状況に関する実態調査 調査票

※

【調査票名】 1－製造拠点の移転可能性及び移転後の状況に関する実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）東京都全域（島しょを除く。） （単位）企業 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「製造業」に属する従業者規模30人以上の企業 （抽出枠）平成21年経済センサス－基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000/4,266 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成24年1月1日現在 （系統）東京都－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成24年1月中旬～2月上旬

【調査事項】 1. 操業環境、2. 立地場所の機能、3. 拠点移転の可能性、4. 移転場所の利用状況等

【調査名】 青森県医療機能調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年12月19日

【実施機関】 青森県健康福祉部医療薬務課

【目的】 青森県内の病院、一般診療所、歯科診療所において有する医療機能について県が実態を把握し、青森県保健医療計画の見直し等、保健医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－病院票 2－診療所票 3－歯科診療所票

※

【調査票名】 1－病院票

【調査対象】 （地域）青森県全域 （単位）保健・医療施設 （属性）病院 （抽出枠）医療施設
動態調査により作成された医療施設名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）102 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成24年2月1日現在 （系統）青森県－青森県医師会－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成24年2月1日～2月29日

【調査事項】 1. 調査票記入者（部署、職名、氏名、連絡先電話ファックス番号、メールアドレス）、
2. 基本事項（施設名、施設住所、電話ファックス番号、開設者、許可病床数及び病床利用率、診療科目の標榜状況、従事者等の状況、専門医等の状況、平均在院日数、外来患者数、併設施設の状況、診療時間の状況、看護の実施状況、受動喫煙防止対策の有無）、
3. がん、4. 脳卒中、5. 急性心筋梗塞、6. 糖尿病、7. 救急医療、8. 災害対応、
9. 小児医療、10. 産科医療、11. 在宅医療、12. 感染症対策、13. リハビリテーション医療、14. 地域医療連携、15. 医療安全体制、16. 電子システム関係、
17. 施設設備

※

【調査票名】 2－診療所票

【調査対象】 （地域）青森県全域 （単位）保健・医療施設 （属性）一般診療所 （抽出枠）医療施設
動態調査により作成された医療施設名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）910 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成24年2月1日現在 （系統）青森県－青森県医師会－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成24年2月1日～2月29日

【調査事項】 1. 調査票記入者（部署、職名、氏名、連絡先電話ファックス番号、メールアドレス）、
2. 基本事項（施設名、施設住所、電話ファックス番号、開設者、病床数、診療科目、主たる診療科目、従事者等の状況、認定医・専門医の状況、併設施設の状況、診療時間の状況、受動喫煙防止対策の有無）、3. がん、4. 脳卒中、5. 糖尿病、6. 救急・災害医療、7. 産科医療、8. 在宅医療、9. リハビリテーション、10. 感染症対策、
11. 医療安全体制、12. 地域医療連携、13. 電子システム等、14. その他の実施状況

※

【調査票名】 3－歯科診療所票

【調査対象】 （地域）青森県全域 （単位）保健・医療施設 （属性）歯科診療所 （抽出枠）医療施設
動態調査により作成された医療施設名簿

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 562 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成24年2月1日現在 (系統) 青森県—青森県歯科医師会—報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成24年2月1日～2月29日

【調査事項】 1. 調査票記入者(職名、氏名)、2. 基本項目(施設名、施設の住所、連絡先、開設者、開設年月日、診療時間の状況、診療取扱状況、従事者等の状況、専門医の状況)、3. 手術等実施状況、4. 夜間・休日の救急患者の受け入れ状況、5. 保健事業実施状況、6. 在宅歯科診療及び障害児者歯科診療の実施状況、7. 歯科設備等、8. 電子システムの整備状況、9. セカンドオピニオン対応の有無

【調査名】 青森県受療動向調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年12月19日

【実施機関】 青森県健康福祉部医療薬務課

【目的】 青森県内の病院、一般診療所、歯科診療所を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、保健医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。また、青森県保健医療計画の見直しに係る基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－病院票 2－一般診療所票 3－歯科診療所票

※

【調査票名】 1－病院票

【調査対象】 （地域）青森県全域 （単位）保健・医療施設 （属性）病院

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）102 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成24年1月26日現在（26日が休診・半休診の場合は27日）（系統）調査票の配布：青森県－保健所－報告者、調査票の回収：報告者－青森県

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成24年1月18日～2月29日

【調査事項】 1. 性別、2. 出生年月日、3. 患者の住所、4. 入院・外来区分、5. 受療の状況、6. 診療科名、7. 肝炎ウイルス検査の状況、8. 透析治療の状況、9. 紹介の状況、10. 来院時の状況、11. 病床の種別、12. 入院の状況

※

【調査票名】 2－一般診療所票

【調査対象】 （地域）青森県全域 （単位）保健・医療施設 （属性）一般診療所

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）910 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成24年1月26日現在（26日が休診・半休診の場合は27日）（系統）調査票の配布：青森県－保健所－報告者、調査票の回収：報告者－青森県

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成24年1月18日～2月29日

【調査事項】 1. 性別、2. 出生年月日、3. 患者の住所、4. 入院・外来区分、5. 受療の状況、6. 診療科名、7. 肝炎ウイルス検査の状況、8. 透析治療の状況、9. 紹介の状況、10. 来院時の状況、11. 病床の種別、12. 入院の状況

※

【調査票名】 3－歯科診療所票

【調査対象】 （地域）青森県全域 （単位）保健・医療施設 （属性）歯科診療所

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）562 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成24年1月26日現在（26日が休診・半休診の場合は27日）（系統）調査票の配布：青森県－保健所－報告者、調査票の回収：報告者－青森県

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成24年1月18日～2月29日

【調査事項】 1. 性別、2. 出生年月日、3. 患者の住所、4. 外来種別、5. 受療の状況、6. 紹介の状況

【調査名】 生涯学習に関する県民の意識・実態と今後の意向調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年12月19日

【実施機関】 新潟県教育委員会教育庁生涯学習推進課

【目的】 新潟県民の生涯学習に対する意識・実態及び今後の意向などについて把握し、「第2次新潟県生涯学習推進プラン」改定に反映するなど、今後の施策推進の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－生涯学習に関する県民の意識・実態と今後の意向調査 調査票

【備考】 本調査の名称には、「意識」の文言が付されているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。

※

【調査票名】 1－生涯学習に関する県民の意識・実態と今後の意向調査 調査票

【調査対象】 （地域）新潟県全域 （単位）個人 （属性）新潟県内に居住する満20歳以上の男女個人 （抽出枠）選挙人名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,000/2,000,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査票記入日現在 （系統）新潟県一報告者

【周期・期日】 （周期）不定期 （実施期日）平成24年1月18日～2月1日

【調査事項】 1. この1年間の生涯学習活動について、2. 生涯学習に対する今後の意向について、3. 施策等に対する要望について

【調査名】 北九州市内におけるP C B含有機器の保有に関する調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年12月19日

【実施機関】 北九州市環境局環境監視部産業廃棄物対策室

【目的】 北九州市内の民営事業所で従業者数1～4人の事業所について、「P C B廃棄物の保管」及び「P C B含有機器の使用」に関する実態を把握するとともに、従業者数や産業分類項目ごとに集計を行うことで、P C B特別措置法に基づく処理期限に向けた各種施策に活かすもの。

【調査の構成】 1－北九州市内におけるP C B含有機器の保有に関する調査票

※

【調査票名】 1－北九州市内におけるP C B含有機器の保有に関する調査票

【調査対象】 （地域）北九州市内の一部（門司区、小倉北区、小倉南区） （単位）事業所 （属性）民営事業所のうち従業者数が1～4人の事業所 （抽出枠）平成21年経済センサス－基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）15,000 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年1月下旬現在 （系統）北九州市－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年1月下旬～2月下旬

【調査事項】 P C B廃棄物及びP C B含有機器の保有有無及び保有台数

【調査名】 京都府民の意識調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年12月20日

【実施機関】 京都府政策企画部計画推進課

【目的】 既存の統計資料では測定できない府民の生活実感に係る実態を調査し、その結果を分析することにより、京都府社会が、府政運営の指針である「明日の京都」が目指す「だれもがしあわせを実感できる社会」へと向かっているかどうかや、府政運営の方向性が府民意識とかけ離れていないかなどを点検するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－京都府民の意識調査 調査票

【備考】 本調査の名称には、「意識」の文言が付されているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。

※

【調査票名】 1－京都府民の意識調査 調査票

【調査対象】 （地域）京都府全域 （単位）個人 （属性）京都府内在住の満20歳以上の府民（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000／2,640,000 （配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査票記入日現在（系統）京都府－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（原則として1年）（実施期日）平成24年1月中旬～2月上旬

【調査事項】 1. 子育て・子育ち、教育に関する事項、2. 就労、医療・福祉、介護等に関する事項、3. 防犯・防災、食の安心・安全等に関する事項、4. 家族や友人、近隣や地域との絆に関する事項、5. 環境、文化に関する事項

【調査名】 なごやの雇用・労働基礎データ調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年12月28日

【実施機関】 名古屋市市民経済局産業部労働企画室

【目的】 本調査は、名古屋市内にある本社及び事業所における雇用・採用動向や、労働時間等を中心とする労働実態やワーク・ライフ・バランスの取組状況を把握し、現状の課題や問題点を明らかにすることで、就労・雇用に対する支援施策の検討・実施及びワーク・ライフ・バランス施策をはじめとする労働者福祉事業等を進めるための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1-なごやの雇用・労働基礎データ調査 調査票

※

【調査票名】 1-なごやの雇用・労働基礎データ調査 調査票

【調査対象】 （地域）名古屋市全域 （単位）事業所 （属性）名古屋市内の本社・事業所（抽出枠）民間事業者の企業情報

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000/110,000 （配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）毎年1月1日現在（一部の項目については、当該年1年間の実績）（系統）名古屋市-民間事業者-報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年1月23日～2月13日

【調査事項】 1. 事業所の属性、2. 労働時間関連、3. 雇用・採用動向関連、4. ワーク・ライフ・バランス関連

(2) 変更

【調査名】 市政アドバイザー意識調査（平成23年届出・4回目）

【受理年月日】 平成23年12月12日

【実施機関】 神戸市市民参画推進局参画推進部広聴課

【目的】 具体的施策や事業についての意見を求めるほか、市民生活に関する意識を市の事業や施策を実施していく上での参考とする。

【調査の構成】 1-第11期市政アドバイザー第4回意識調査 調査票

【備考】 今回の調査は、第11期・第4回の調査であり、今回の変更は、調査事項及び調査期間の変更。なお、本調査の名称には、「意識」の文言が付されているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。

※

【調査票名】 1-第11期市政アドバイザー第4回意識調査 調査票

【調査対象】 （地域）神戸市全域 （単位）個人 （属性）20歳以上、80歳未満の市民（抽出枠）住民基本台帳及び外国人登録原票

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,070/1,191,832 （配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査票記入日現在（系統）神戸市一報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（実施期日）平成24年1月12日～1月27日

【調査事項】 1. 住まいの耐震化に関する事項、2. 広報活動に関する事項、3. 地域における福祉活動に関する事項

【調査名】 県民生活基本調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年12月13日

【実施機関】 岩手県政策地域部調査統計課

【目的】 岩手県民の生活や行動に関し、その実態や質的变化を把握し、調査結果を今後の政策評価や政策評価を踏まえた施策の企画・立案等に活用する。

【調査の構成】 1－県民生活基本調査 調査票

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－県民生活基本調査 調査票

【調査対象】 （地域）岩手県全域 （単位）個人 （属性）岩手県内に居住する20歳以上の男女個人 （抽出枠）選挙人名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）5,000／1,077,559 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の1月現在 （系統）岩手県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）2年 （実施期日）調査実施年の1月中旬～2月上旬

【調査事項】 1. 日帰り観光への参加状況、2. 地域の商店街の利用状況、3. 県内産農林水産物の利用状況、4. 健康に留意した生活の状況、5. 医療機関の役割分担認知度の状況、6. 地域一体となった子育ての状況、7. 隣近所との付き合いの状況、8. 災害への対応状況、9. 防犯への対応状況、10. 交通安全への対応状況、11. 食品表示の確認状況、12. 市民活動への参加状況、13. 家事労働の状況、14. 生涯学習への取組状況、15. 伝統芸能への参加状況、16. 地球温暖化防止への対応状況、17. ごみの減量化への対応状況、18. 公共交通機関の利用状況、19. インターネットの利用状況

【調査名】 大阪市観光動向調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年12月14日

【実施機関】 大阪市ゆとりとみどり振興局企画部

【目的】 大阪市の観光集客力の向上に向けて、今後の施策展開を図るうえでの基礎的なデータ収集を行う。

【調査の構成】 1－大阪市観光動向調査票

【備考】 今回の変更は、報告者数の削減及び調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－大阪市観光動向調査票

【調査対象】 （地域）大阪市全域 （単位）個人 （属性）大阪市が指定する観光地点（10地点）を訪れた観光客 （抽出枠）調査日に大阪市が指定する観光地点に訪れた観光客

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）併用 （把握時）調査票記入日現在 （系統）大阪市－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）四半期（1～3月、4～6月、7～9月、10～12月） （実施期日）四半期（1～3月、4～6月、7～9月、10～12月）に含まれる休日1日

【調査事項】 1. 観光入込客の居住地、2. 性別、3. 年齢、4. 日帰り・宿泊別、5. 宿泊施設、6. 旅行目的、7. 同行者数、8. 訪問観光地点、9. 観光消費額単価等

【調査名】 子どもたちの生活習慣等に関するアンケート調査（平成23年届出・2回目）

【受理年月日】 平成23年12月26日

【実施機関】 鳥取県教育委員会教育総務課

【目的】 子どもたちの生活習慣の状況を把握し、今後の啓発のための参考とする。

【調査の構成】 1－平成23年度 子どもたちの生活習慣等に関するアンケート調査 調査票

【備考】 今回の変更は、報告を求める者の数、調査周期等の変更。

※

【調査票名】 1－平成23年度 子どもたちの生活習慣等に関するアンケート調査 調査票

【調査対象】 （地域）鳥取県全域 （単位）個人 （属性）保育所・幼稚園の保護者（全学年）（抽出枠）市町村立保育所・幼稚園：市町村の保有する保育所・幼稚園一覧、私立保育所・幼稚園：鳥取県福祉保健部が所有する保育所・幼稚園一覧

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000/21,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年12月現在 （系統）鳥取県－保育所・幼稚園－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年1月上旬～1月末（ただし、平成23年度調査については、1月20日～2月中旬）

【調査事項】 生活習慣及び鳥取県教育委員会の発行する広報紙について